特集1

近世賤民身分の重層構造について

―河内国を中心に―

森田康夫

はじめに

近世賤民身分の研究といえば、えた非人身分を中心に進められてきたが、近世的賤民構造はえた非人に限定されたものではなく、地域によって夙・簓・茶筅・藤内・陰陽師・隠坊などと称せられた多様な賤民層が存在していた。そこで脇田修などにより早くから「えた非人とは別の雑多な被賤視層が存在し、整一的把握」の必要が再三指摘されてきた。[1] しかし雑多な被賤視層の個別的研究はあっても、えた非人を含めた村落共同体を中心とする地域社会の全体構造の中での研究成果は皆無に近く、そのためえた非人身分に対して雑種賤民とか雑賤民などの呼称で対照的に把握されるに止まっていた。しかし近世賤民身分の存在形態は、えた非人を主軸としつつも雑多な賤民層との関係を含めた、村落共同体とのかかわりの中に構造化される必要があろう。

そこでこれまで雑多な賤民層の存在について峯岸賢太郎は「同一種類の地域による呼称の差ではないか」と、えた身分とは異なる賤民身分の地域的諸相とされていた。[2] これに対して山本尚友は政治的賤民身分とは別に「中世社会でたずさわっていた職能によって宿、声聞師、鉢叩、隠亡の四つの系統」のあることを指摘され、多様な社会的賤民身分の歴史的解明に視座を与えると共に、雑多な賤民身分を、えた非人などの政治的賤民身分に対する社会的賤民身分という枠組で把握されている。[3] ここで

社会的賤民身分と規定されるのは、中世来の社会的慣習として賤視された賤民身分の意であろう。とするならば社会的慣習として賤視したのは中世来の村落共同体側の意識のありようということになる。中世来の村落共同体側では雑多な賤民層に対して、農耕儀礼に伴う村落共同体の自浄意識から触穢意識を持ったり、また間人にみられるよう新規に参入する人びとへの出自に対する種姓観念からする賤視や、日常的世界で生活する農耕民にとって、非日常的世界で活動する異能者への畏怖心などを含めて、情念的存在として雑多な賤民層を把えていたといえよう。その意味からいえば社会的賤民身分というよりは情念的存在としての賤民といえよう。なぜなら社会的慣習を形成させる根底には、その時代の賤視された人びとを取りまく多数派、つまり村落共同体側の情念こそが賤視を許容し温存したからである。

近世幕藩体制の下に支配された村落共同体では、庄屋を頂点に下人に至る階層的な平人身分の社会を形成していたが、この村落共同体の周辺にある枝郷とか墓地の側などに近世的賤民の居住空間があった。彼らは本村共同体からの賤視に従って、まず一様に情念的存在としての賤民と受けとめられていた。その中でも幕藩体制の意向に従って役負担させられたえた非人の系列は、法的に賤視の規制を受けることで制度化された賤民として位置づけられた。つまり村落共同体からみたとき、制度化された賤民としてのえた非人と情念的存在としての賤民として、たとえば河内国の場合、宿・陰陽師・隠亡などの雑多な賤民層との重層構造的関係にあったといえよう。しかも共同体側の制度的賤民と情念的賤民に対する身分序列の意識は、きわめて相対的なもので、幕藩体制の意向に従いながらも賤視の序列関係は固定的なものではなく、時代と共に変化していた。本稿では史料の関係から河内国を中心に、近世におけるこのような賤民身分の存在形態について考察してみたい。

一　近世河内の夙村

すでに和泉国の夙村については、三浦圭一による一連の研究[4]で明らかにされたように、大鳥郡の取石宿、和泉郡の信太宿、日根郡の鶴原宿がそれぞれ熊野街道沿いにあり、とりわけ取石宿は叡尊が弘安五年（一二八二）一〇月、久米多寺から熊野街道を経て大鳥長承寺へ行く途中で取石非人宿を尋ね、そこで地域末宿の代表者七名の連判する起請文「堂塔供養ノ時、狼籍ヲ停止シ、又癩病人ヲ居家ニ住ワス可シ、路頭ヲ往還スル癩病人ヲ目ニ見、

耳ニ聞クト雖モ一切申触ル可ラズ、子細一切ハ彼ノ意ニ任ス可シ」を受け取り、宿の堂で真言供養を勧めた。そして翌日、堺長承寺に於いて三六三人の宿非人に菩薩戒を授けたことなどが『感身学生記』に即して述べられていた。三浦も指摘するように、宿非人の生業は「葬送に際して死者の衣裳・葬礼の調度・供物の類を取得する権利、常塔供養・追善仏事にあたって施主から施行を受ける権利、癩病患者を彼らと同居させようと望む家族から志納を受ける権利、乞食の業を認める権利」[5]などがそれであったといえよう。

さて河内国についても叡尊は寛元四年（一二四六）一〇月、同国志紀郡にあった土師寺（現在の道明寺）で、河内一国の諸宿のために文殊供養を行い、二三六名の宿非人に菩薩戒を授けたことや、同丹南郡真福寺での塔供養に際して、和泉・河内・摂津三ヵ国の非人一千人に飲食を施したところであった。しかしこれら河内の諸宿がその後どのような経過をたどったかについては全く不明であった。

ところが江戸時代も後半の明和三年（一七六六）に書かれ、それが文化一三年（一八一六）に河内の各宿村に伝えられたとされる文書が残されている。『家系之来由』と題されたこの文書によると、[6]

夫天地の徳たる乎、万物を覆護し、日月照臨して、賞罰明然たり、而帝業の則たる乎、審諦天下仰化をしゐて、百姓を導き恵むに、仁政を以するを為基、爰に纏向珠城皇帝の御宇、治天二十八年冬、母皇后の弟倭彦命薨す、是におゐて進仕りし人を埋立於陵域、皇帝殉埋人の数日泣吟の声を聞て、心に切に悲傷あり、当此時起揚仁愛、端止殉の議を群卿に下す、同皇帝三十二年の穐、皇肥日葉媛命薨す、皇帝復先勅にしゆんして、殉死道不良之詔問群臣、諸卿皆先の倭彦王子の古支にしたがわんと、爰におゐて野見宿称、益国利人の便支を議り奏して、諸物の象をつくり、以て殉死にかへ、永く後昆の規とす、（中略）正に今河内国住する殉臣の後裔と称する其世系を訪に、いわゆる往し、垂仁皇帝の御宇、皇后薨して葬にのそむの時、菅之遠祖奏仁愛政、土師若干を卒して、以恒物作、殉人止む、しかしより以来、必殉臣たるへきもの徴服潜行して、妻子をたつさへ率ひて所縁に寄寓し、所々におゐて蟄居す、然して其子枝孫葉漸々烏合する事、此彼に蓊鬱せり、是におゐて終に区々

この村邑をなす（後略）
明和三丙戌二月
殉臣村々
右系譜令一覧之処　無疑惑者也
明和三戌年
二月
菅　御判
往年亡父卿書附所遺之一巻分明也、今度
依頼、更毎其村遺之者也
文化十三子年十一月
正二位菅（花押）

河内国
丹南郡丹下村江

右の殉臣村文書の成立の経緯は、永禄元年に五条菅大納言為康卿へ故実を上申したところ「遠祖の由緒よん所あることをよみして、賜ふに土師の姓と家系の由状とを以す」と述べられ、これより殉臣の子孫が土師の姓を称するようになったというのである。その後、戦乱の時代を経るなかで五条家への出入りも遠ざかり、由緒も忘れられようとしたので、五条少納言為瑛の時に再度、前来の由緒を上伸し、為瑛朝臣から自筆してもらったということであった。

このような殉臣文書は丹下村だけでなく、文化一三年（一八一六）の時、河内国をはじめ関係村々に書き伝えられていた。たとえば河内国渋川郡晒村にも同旨趣の文書が伝えられている。[7] その箱書きの表と裏には、

土師姓御書物箱

明和三戌年新調　晒村
文化十三子年十一月小林村　丹下村

とあり、また文書『家系之来由』の表紙には、

乍恐願書
南山城
和　州
河　州
摂　州

乍恐奉願上
山城国相楽郡　北河原村
……
……
綴喜郡　山崎村

大和国葛上郡　名柄村
添上郡　大安寺村
白毫寺村
和爾村
河内国渋川郡　植松之内晒村
志紀郡　沢田村之内小林村
丹南郡　丹下村
茨田郡　諸福村
交野郡　上燈油村
摂津国嶋下郡　味舌村
〆三十三ヶ村
往古ハ七十五ヶ村、土師殉臣ト申菅家末流ノ者、土師殉臣村デアル
近在デ何時トナクシュクト云フ異名ヲツケテ穢多ドモラノ村ニ心得ル事歎ヶ敷イコトナリ
桓武天皇ノ頃カラ村々家別人別去リ、天明年中巡見ノ頃半分トナル
御慈悲ヲ以テ冥加ヲ加ラル
天保九年
戌閏四月
永井飛驒守預リ所
河内国渋川郡植松村之内
晒村
惣代□兵衛　印

とあった。右史料にうかがえるように、河内国にも渋川郡植松村之内晒と志紀郡沢田村之内小林、丹南郡丹下村、茨田郡諸福村、交野郡上燈油村に宿村があり、近世末においてこれらの村々は、本村をはじめとする周辺村落からの「近在デ何時トナクシュクト云フ異名ヲツケテ穢多ドモラノ村ニ心得ル事歎ケ敷イコトナリ」と、賤視の重圧から脱することができなかったところから『家系之来由』を申請けねばならなかった。

なおこの宿文書が伝えられた背景として、柳田国男が『毛坊主考』の中で「奈良坂の志久から、其の夙神奈良春日祠造営の為に、多額の賦課を命令した。ここに於て往昔から京都朝紳五条家の配下に属し、土師部の遺流と自称して居った数個村の人びとは、宿年の鬱憤が一時に爆発して之に対抗した」とあるように、農耕民化の道を歩む宿村が、中世来の奈良坂との関係を断ち切ることで、宿村としてのアイデンティティーを求めたところに、この文書の流布となったといえよう。

いずれにしろ個々の宿村の歩みは不透明であるだけに、かつて和泉国取石宿に見られた中世的状況が河内国の場合にも存在し、かつての宿非人としての営みが、近

世村落共同体を形成した周辺農民のまなざしの中に、中世的幻影として止まっていたといえよう。それゆえ、近世宿村が農耕民化するなかで、なおかつ本村の枝郷として従属せしめられ、本村共同体との関係においては、通婚の拒否など被賤視身分として把握されていた。たとえば近世末の植松村宗門人別改帳[8]において、皮田村は別帳扱いにされていたが、宿村も本村百姓分の末尾に「夙非人番之分」とか「夙煙亡非人番」として一括記載され、非人番・煙亡に限りなく近い身分として賤視されていた。

二　神人・宿・かわたの併存する村落

河内国の中央部に位置する、旧大和川を挟んで若江郡域と渋川郡域にあった近世植松村慶長検地帳によると、八尾さ・かわた・志くの三つの枝郷がうかがえた。

まず枝郷八尾さには本村とは別に、独立した庄屋役久蔵がおり、その屋敷地は、

屋敷　五畝九歩　七斗九升五合　庄屋久蔵
御免許

とあるように除地になっていた。この八尾さは幕末の天保一二年には、本村の植松村より分村して若江郡八尾座村に編入されたが、明治二二年の町村制の実施で、再び植松村に編入されるという経緯を持つ村であった。

若江郡八尾座村は、寛永年間に代官高西夕雲の時、八尾庄が八ヵ村に分割された際、その一つとして分村された村で、ちなみに天保郷帳によると、

一　高弐百五拾六石四斗五升六合
一　家数　弐拾三軒
　　内七軒高持　拾六軒無高
一　人数　百弐拾三人
　　内六拾四人男　五拾九人女
一　道場　壱軒　無住

ということであった。右の道場は、本村植松領の通称西八尾座と呼ばれた庄屋久蔵の屋敷地と同じ所にある浄土真宗東本願寺下の正願寺であった。これからみて八尾座村の庄屋をはじめとする村民の屋敷地の大半が、植松村慶長検地帳にある枝郷にあり、そこが八尾座村の居住空間で、若江郡八尾座村は主として田畑を中心とする労働空間であったといえよう。このような変則的な村落を形成した八尾座村であったが、近世を通して農耕を軸とした独立村を形成したところから、枝郷八尾さに対しては周辺の村落共同体から特に賤視されることはなかった。しかし植松村の枝郷として形成される経過にみられるように、このあたりは中世において八尾座と称せられ、石

清水八幡宮領の別宮八幡の神人として、大山崎の油座の本所神人を支える散在神人として商業活動した人びとで、河内の中心である八尾で活躍したところから八尾座と呼ばれた。近世の初め元和二年（一六一六）のこと、彼らの消息が『石清水文書』に伝えられていた。

河内国ヤオ
一　掃部所薦免神人十二人　公事出注文
正月　七草代卅六文　十二人々別三文宛
　　歟　木十八把出之
三月三日　ハウコノ餅代六十文出之　十
　　二人々別五文宛歟
五月五日　百廿文出之　同十二人シテ十
　　六文宛出之
　　此方ヨリ代官ヲ下テ請取也
　　ヤオ神主在所落付也
　　（以下略）
（『年中用抄』（上）より）

石清水八幡宮の諸祭礼に際して、公事の負担が記載されていたように、近世に至るも石清水との関係が続いていたのが八尾座村を構成する神人の姿であった。

次に枝郷志くであるが、この村の土地所有の割合はきわめて低く、一石～五石の貧農層が六軒で、残りはすべ

河内国渋川郡植松村慶長検地帳階層分析

石高別＼村落名	本村	他村出作	志く	かわた	八尾さ	計
20石以上 a	14	0	0	0	0	14
5～20石 b	(1) 43	1	0	0	1	(1) 45
1～5石 c	(2) 80	13	6	1	7	(2) 107
1石未満 d	(3) 52	5	(1) 38	(1) 7	(2) 4	(7) 106

注：（　）内は寺社・惣作分

階層＼村名	本村	他村出作	志く	かわた	八尾さ	計
A	624,328	0	0	0	0	624,328
B	432,743	6,080	0	0	14,805	453,628
C	181,852	27,936	8,298	2,495	13,792	234,373
D	22,321	2,756	10,995	2,230	2,212	40,514
その他	16,798	0	372	60	1,380	18,610
計	1,278,042	36,772	19,665	4,785	32,189	1,371,453

注：その他分は寺社・惣作など

て一石未満の極貧層であった。これからみてこの村の成り立ちは、中世末において非農耕的生業によって生活していたことをうかがわせるものであった。しかも乏しい土地所有の地目の中で、屋敷地の割合がきわめて高く、たとえば先の階層分析でC層に属していた四郎兵衛家の場合、検地帳に記載された六筆、二反五畝二六歩のうち三筆、三畝二四歩が屋敷地であった。同様に宗右衛門家では屋敷地一筆だけの七畝一五歩という大きさであった。その他、又左衛門家でも四筆、一反一畝四歩のうち二筆、三畝三歩が屋敷地であった。ともかく志く村の家数四四軒のうち一畝以上の屋敷地を持つ者が先の三名を含めて二二名。その平均屋敷地は二・二畝、村平均でも一・三畝であった。ちなみに対岸のかわた村の場合、二畝廿一歩の屋敷地を持つ與三家や二畝三歩の屋敷地を持つ孫右衛門家もあったが、八軒の屋敷地平均は〇・八五畝と狭小であった。

志く村は旧大和川の左岸の渋川郡域にあったが、川を挟んで若江郡と接し、また河内平野の中央部を南北に通じる河内街道に面し、この道を隔てて志紀郡域と接し、さらに東西に通じる奈良街道と村内で交わる交通の要衝にあった。このことから植松村慶長検地帳にみられた同村の耕地に比して屋敷地の大きさは、中世末に盛んになった旅や遊行する人びとの宿場的機能を果たしていたことが推測される。それはまたいうまでもなく泉州取石宿にみられた、中世非人宿を起源とするものであったといえよう。

慶長検地帳において、志く村の人びとが自らの村域以外で最も多く土地所有していたのは、小字中島であった。この中島は志く村域に近い、旧大和川でいちばん川巾が広くなった中央に発達した河原で、通称五条ガ原と呼ばれてきた所であった。志くの人びとが植松村域の中でこの中島に進出できたのは、かつてこの五条ガ原を乞場としていたことと無関係ではなかろう。

この五条ガ原は南北朝期には八尾城の前面にある河原として、延元二年（一三三七）の八尾城攻防の際に、激しい合戦場となった所であった。またここは旧大和川と河内街道を結ぶ渡河地点で、この中州に仮橋を設けたり、小舟で人を渡すなどのことも行われたのであろう。いずれにしろ人びとの往来する河原を形成していたところから、中世的賤民の乞場となっていたといえよう。たとえば志く村は近世に晒村と称されたところから、この村の人びとが刑吏的諸役を行って生活したのか、あるいはまた葬送儀礼などにたずさわったのかは不明であるが、キヨメ的職能を分担する人びとであったことは間違いなか

ろう。それゆえ、近世後期に自らの村の来由を菅家末流の殉臣村と認めていたように、中世に葬送儀礼的職能に従事していたことがうかがえよう。現にそれを裏付けるように、志く村の周辺には、本村や自村の墓の他に志紀郡老原村の墓地が村域の周辺にあり、隠亡二軒も同村にあったところから、葬送儀礼にたずさわると共に墓地の管理権を持っていたことをうかがわせていた。

いずれにしろ志く村は近世に至り、農耕民化の道を歩み始めるが、中世来の卑賤視から脱却することができず、事ある毎に本村共同体側から「晒の者共」と呼ばしめていたのであった。なおこの村にも宿村に広くみられる氏神として、八王子の小社のあったことが元禄五年の「植松村寺社改帳」に記載されていた。いうまでもなく八王子は日吉山王七社の一つであるところから、現在は比枝神社と称されている。

ところで本村から志く村に対する賤視のありようは、近世初期と後期で様相を異にしていた。たとえば延宝検地帳では本村の屋敷地に続いて八尾座分があり、三番目にかわた村の馬場村分が続き、最後に志くのさらし村分が記載されていた。この記載順は、本村からみたこの時点における三つの枝郷への賤視を軸とした距離感を示すものであったといえよう。しかし近世後期の宗門人別帳を見ると、穢多村の場合は別帳化されていたが、志く村は本村分の末尾に「夙煙亡非人番」として一括されていた。ところが安政期の「五人組帳」では本村、えた村、夙村の順であった。このことは幕藩体制の意向にもかかわらず、制度的賤民とその他の賤民を共同体側の情念に従って受けとめていた結果といえよう。

さて近世宿村はえた村ほどその数は多くなく、河内国では各郡域に一ヵ所程度であった。しかも一村落内に併存していた植松村を典型に、宿村の隣接地にえた村が必ず存在するという併存関係こそ、近世賤民構造の原点であった。志紀郡沢田村之内小林の宿に対して林村の被差別部落、そして丹南郡丹下村之内恵我の宿に対して埴生村之内向野がそれであった。この両者は中世のある時期までキヨメとしてあったものが、社寺権門と結びつくことで葬送儀礼や寿福儀礼行為を営む系列と、いま一つ武士権力と結びつくことで皮革生産に必要な草場の権益を獲得し、営利的な皮革生業集団に分化したことを物語るものであった。それが近世になると非政治的な宿村を制度的賤民から除外し、村落共同体の意識のありようにまかせたのに対して、かわた村にはかつての戦略的武具の供給者として政治的統制を加え、制度的賤民身分としたところであった。

なお宿村は近世を通じて農耕民化の度合を強めていった。例えば植松村志くの場合、延宝検地帳の階層分析によると、先の慶長検地帳の階層分析と比較して五～二〇石層は見られないが、一～五石層は六名から一五名と増加した。そして志く村全体の土地所有高も、慶長の一九石六斗六升五合から四四石二斗三升五合と、二・二倍も拡大した。この傾向は宝永元年（一七〇四）の大和川付替工事の際、植松村流域の旧河川敷が国分玉手山の尾州藩菩提所・安福寺により開発された時、志く村民も労働力を提供して新田開発すると共に、その作人として安中新田に進出したところであった。

枝郷かわた村は旧大和川を隔てて本村の対岸にあったところから、慶長検地帳では「川向」と呼ばれ、やがて延宝検地帳では「馬場村」と呼ばれていた。かわた村のあった所は近世植松村の小字で「馬場」と呼ばれたところであった。慶長検地帳にうかがえるように志く村に比してわずか七軒の村落であった。いうまでもなくこの村も北は若江郡佐堂村、穴太村、小坂合村、高安郡教興寺村を結ぶ村域を境に、南は旧大和川を限りとする斃牛馬の草場を持ち、村内では近世初頭から膠生産が行われていた。このように斃牛馬を原料としてその加工に生きたかわた村と、人の生死・病・寿福などの儀礼にかかわった宿村が、大和川を挟んだ同一村落の枝郷として共存していた。

近世に志くと呼ばれかわたと呼ばれた人びとへの卑賤視の底流には、中世農民の意識を受け継ぐ本村共同体側の情念的賤視のまなざしがあった。河内国志く村が奈良坂の本宿を離れ、乞場をはじめとする中世的職能から離脱することで、脱賤化の道を歩みはじめても、本村農民からは中世来の卑賤視の中で受け止められたのが、近世志く村の状況であった。それに対してかわた村は、中世的職能を近世的身分制度の中で固定化されることで、賤視を集中的に体現させられる身分となった。いうまでもなくそれは近世社会が石高制により農耕的機能を重視し、農民もまたそれに伴って租税負担者としての自負から百姓意識を強化する中で、農耕を世の中を支える神聖な営みとして受けとめ、その豊穣を年魂の加護による行為と認識した。この時、農耕を支えた牛馬が斃れ、それが施与の対象とされることで、農耕の豊穣を妨げる穢のすべてをかわた身分に転嫁し、牛馬の死まであがなった。このように村落共同体の聖域を持続させるための現実的機能として、かわた村への賤視が向けられた。それに対して過去の素性に由来する卑種として、賤視を受けたのが志く村であった。そして後者が農耕民化するなかで自

植松村延宝検地帳階層分析

石高別＼村落名	本　村	他本出作	志　く	かわた	八尾さ	計
20石以上 a	21	0	0	0	0	21
5～20石 b	(2) 36	2	0	0	1	(2) 39
1～5石 c	(3) 36	5	15	2	(1) 5	(4) 63
1石未満 d	(5) 23	1	(1) 27	(1) 10	(1) 5	(8) 66

注：（　）内は寺社・惣作分

階層＼村名	本　村	他村出作	志　く	かわた	八尾さ	計
A	918,596	0	0	0	0	918,596
B	319,237	33,178	0	0	8,166	360,581
C	90,057	9,130	33,473	3,009	8,888	144,557
D	7,269	155	10,343	2,550	1,848	22,165
その他	38,885	0	419	383	2,197	41,884
計	1,374,044	42,463	44,235	5,942	21,099	1,487,783

注：その他分は寺社・惣作など

河内国渋川郡安中新田享保検地帳（享保6年5月）

石高＼村名	安中新田	しゅく	他村出作	計
20石以上A	1	0	0	1
5～20石B	7	3	7	17
1～5石C	0	9	11	20
1石以下D	0	4	5	9

階層＼村名	安中新田	しゅく	他村出作	計
A	230,979	0	0	230,979
B	174,253	32,106	64,493	270,852
C	0	22,044	11,133	33,177
D	0	2,385	2,637	5,022
計	405,232	56,535	78,263	540,030

渋川神社文書より

らはいうまでもなく本村共同体からも次第に過去の卑種観念が不透明になっても、なお且つ賤視され続けたのに対して、かわた村はその現実的機能ゆえに、ますます賤視を強化されるという関係にあった。このような本村共同体からみた宿とかわたの中間的形態として聖があった。

三　聖の位置

近世河内国において聖と称された人びとは、葬送儀礼を担当する俗に隠亡といわれた人びとであった。この聖職は河内において二～三ヵ村からなる共同墓地に一人宛、村抱え身分としてあった。ちなみに天明七年（一七八七）に「河州一国八拾壱ヶ所」の墓地があった。そこでこの聖職の間から、その頃に阿弥号の所望や色衣の着用などの風がみられ、聖職仲間において取り沙汰された。

乍恐口上

河州一国八拾壱ヶ所聖共ニ御座候

一　私共儀南都東大寺勧進職龍忝院末下ニ而、先年ゟ年臈之者阿弥号競望仕又ハ無拠法用之節、色衣著用之儀届出候得バ被聞届候、然ル所近年猥ニ色衣著用仕候族も相聞、非知吏仲間ニても規則相乱迷惑仕候間、以来右龍忝院ニおゐて吟味之上許請候様仕度旨、龍忝院江私共願出候旨龍忝院被申立候ニ付、右願立候趣相違無御座候哉、勿論差支も無御座候哉御尋ニ御座候

此儀

一　私共聖職之儀ハ元来南都東大寺行基菩薩開基之由緒ニ付、先規ゟ東大寺大勧進職之末下と相称来候、往古ハ不残出家仕阿弥号等称年臈之者ハ色衣迄蒙御免許候由申伝候所、末世ニ至リ右之規則取失行候猥ニ相成候段歎ヶ敷奉存候故、何卒如古来綸旨頂戴仕候得ハ自然と仲間の励ニも相成、濁世ニ至リ追々如往古出家相遂候様ニも可相成と兼而再興之儀東大寺表江近年願出候儀ニ御座候、乍然当時私共俄ニ出家仕色衣杯著用仕度と申儀ニ而者無御座候、（中略）東大寺元祖之御遠忌執行之節一日限相願候儀ニ御座候得者―（中略）

一　私共聖と申候儀ハ行基尊御開基之節御坊与唱其後聖と唱候儀伝来御座候、末世ニ相成候而煙亡或者非寺里与書候儀正字取失相違仕儀ニ而御座候、御憐愍以右之通御聞済被為成下候得者広大之御慈悲難有可奉存候　以上

天明七未十一月廿一日[9]

右にみられるように、行基ゆかりの東大寺大勧進職龍忝院末に属した聖職の人びとが、元祖行基菩薩遠忌の執行の日に限り古来の例によって僧侶と同様の色衣着用の綸旨を求めたものであった。しかしその根底には聖職にある者として、かつては年を重ねることで僧として遇されたとする中世的記憶をたどるなかで、聖職への村落共同体からの隠亡などと称された近世的賤視に対して色衣着用によって聖職の由緒を正そうとするものであった。

いずれにしろ聖職が日常的に賤視された背景には、中世来の葬送儀礼に際して死者の衣服や葬送儀礼に使用された葬具の貰請けの習慣があり、それに伴う金銭の授受など葬家から供養と称して施しを受ける身分のためであった。元来、死者の取扱いはいかなる意味においても金銭授受の対象ではなかった。それゆえ、斃牛馬においても売買することを社会的に認めなかった。しかしかわ田が斃牛馬の貰請けで利得をあげる身分として賤視を強化されたように、聖も死者を扱うことで利得を稼ぐ身分であった。例えば享保五年（一七二〇）の河内国渋川郡亀井村ひじり五右衛門の場合、

一札之事

一　鞍作村領内ニ有之墓所亀井村大子堂村死人ハ私共請持支配仕来候、両鞍作村新家村竹渕村野送之義ハ是迄私共一切構不申候、然ル処御村々葬送之節掃除等可仕候間、不依多少御志被下候様ニ近年御願上候へ共、先義ゟ無之義ニ御座候故御聞入無御座候処、此度御相談之上御極被下私共請負申趣

一　墓所ニ幕御張候葬送ハ輿并燈籠盛物野盤幕砂すり弐反通候私共ニ被下之其上三具足打舗前机御餝代として新銀三匁布施新銀壱匁可被下之候事

一　中分輿ニ而葬送之方ハ三具足御餝代新銀壱匁布施新銀五分勿論輿盛物可被下之事

一　惣輿ニ而中分以下之野送ハ御餝代新銀五分布施弐分五厘可被下之事

一　軽キ野送リハ心持したひニ可被成事

一　墓地境内塚取崩し開発耕作仕候義仕間舗候事

右之通今度御極被成請負申候上者御定之外以来何様之御願茂曽而申間舗候、土葬火葬之節も其村々古例之通死家ゟ墓所江御付置候人之差図志たひに仕ひじり役之者罷出我侭之働一切仕間敷候、万一違乱仕候者私共役目先例之通ニ御取上ヶ可被成候、其村一言申間敷候為後証一札如件

享保五子年八月廿四日　　亀井村ひしり

五右衛門

中鞍作村
南くら作村
新家村
竹渕村
右御村中[10]

とあるように、葬送の規模に応じて布施代銀及び手数料などが定められていた。このように近世の聖職は村落共同体の墓所を乞場とし、死者を火葬に付したり埋葬することで、死穢の引受と交換に利得を手にするマージナルな身分として村落共同体から賤視されていた。このような賤視に対して聖職側では東大寺大勧進職龍忝院末として、東大寺の権威を背景に限りなく勧進聖＝僧籍に接近することで、賤から聖への転換をはかろうとした。そして東大寺側も行基ゆかりの末々三昧聖として彼らを組織化した。

たとえば弘化四年の行基菩薩千百回忌に際して、東大寺大勧進職から三昧法会の執行を亀井村長左衛門にも伝達されていた。そしてまたこの聖職と村々との紛争が生じた際も、直々に調停に乗り出し解決に当たった。嘉永五年一一月一日のこと、半道寺のある鞍作村との間で聖長左衛門が苦境に立たされることになった。事の起こりは長左衛門の取り仕切る鞍作新家村に死者がでた直後、鞍作村でも死者があり、葬送の順番をめぐって鞍作村側が、自分の村に墓地のあることを理由に優先を主張した。そのため先約の新家村との間に立たされた長左衛門は、鞍作村の一方的な申し立てに対して彼一存の考えだけで解決が及ばなくなり、そこで長左衛門は翌日、五畿内取締惣代の河州丹南郡大保村浄土寺の聖量阿弥に相談した。そこで量阿弥もまた早速、三日に鞍作村庄屋に面会し、そのような横車は先例にないと申し立てた。

しかし鞍作村では我意を通すため「死人有之候とも聖共ニ不拘死家同行仕舞ニいたし候由取極候」と、長左衛門を無視して自分達村方の手で死家同行となって葬送を行うと言い出した。こうなると聖職の領分を侵されることになるので、長左衛門も事態を重大と考えて龍忝院に直訴した。そして龍忝院でもこれを受けて直ちに鞍作村民による葬送行為の差し止めを寺社奉行所に訴えた。その中で龍忝院は「尤聖職分之義者別段之次第故、往古ゟ之法則を相請葬リいたし候身分ニ罷在候とも不相弁、死家同行仕舞杯与勝手ニ取極メ呉候而者、残ル檀方八ヶ村も此後同様新規を相エミ候様成行、五畿内聖職分之ものともにも押移り[11]」と聖職分への共同体側からの侵害を憂慮し、鞍作村に死人があっても三昧への立入禁止を奉行所に訴えたところであった。

以上の経緯にみられるように聖職は、共同体との関係において慣例に従って職能を遂行し、葬送儀礼の節の布施の他に毎年春秋に行基菩薩前に米麦両度の初穂物を貢請ける村抱え身分としてあった。しかも共同体からは孤立した位置にあったため、鞍作村にみられた理不尽に対しては聖個人としては対抗しえず、五畿内取締惣代や東大寺龍忝院を後ろだてとした。そして彼らは色衣の着用願望にみられるように、東大寺大勧進の始祖・行基菩薩の弟子である志阿弥法師の法孫として自己を位置づけ、村落社会からの賤視に超然としようとした。しかし聖も利得と引きかえに死穢を引き受ける村抱身分という二重の意味において、近世賤民構造の中に組み込まれていた。

おわりに

安政元年（一八五四）に河内国渋川郡・若江郡・高安郡二八ヵ村の大庄屋から代官所に、河内三郡の「切支端宗門御改惣人数覚」なる文書が提出されていた。それによると、

惣人数都合九千九百七拾六人内
男　四千八百五拾七人
女　四千六百六拾人
出家　五拾六人
尼　八人
禅門　弐人
神主　弐人
祢宜　六人
神子　弐人
猿楽　壱人
非知利　三拾八人　内男拾八人 女弐拾人
穢多　三百四拾四人　内男百七拾人 女百七拾四人

右の文書によると河内国三郡域には、村落共同体の平人・僧・神官の他に、賤視された人びととして猿楽・非知利・穢多が掲げられていた。しかし日常的に村落共同体から賤視された志くについては、この文書に記載されず、平人の中に入れられていた。このことから志くは中世的職能から離脱し、近世を通して農耕民化したところから、領主に対する報告文書には非制度的賤民であるところから、身分関係を記載する意味を持たなかったのであろう。

ところで同じく安政元年に渋川郡・若江郡の「切支端宗門改惣一紙目録」が先の大庄屋の所に送付されていた。それによると、

本百姓人数合弐千六百九拾三人　内男千弐百八十九人 女千三百六十六人

文久4年晒村宗門人別帳

石高	晒	
20石以上	0	
5～20石	4	38,441
1～5石	5	8,900
1石以下	8	3,496
無高	16	0

渋川神社文書より

出家弐十九人
尼　壱人
禅門　弐人
無田百姓人数合弐千三百三拾六人
内男千百八拾五人 女千百四十五人
出家　五人
尼　壱人
下人数合七拾四人
内男三十八人 女三十六人
ひしり本田　八人
内男四人 女四人
同　無田　拾人
内男六人 女四人
ヱタ　人数三百四拾四人
内男百七拾人 女百七十四人

と記載されていた。これは村落共同体における身分序例を土地所有と百姓身分を軸に記載されたものであった。それゆえ制度的賤民としてのえた身分については、たとえば植松村之内えた村の場合、安政六年の宗門人別帳によると高持弐拾壱軒の村高拾三石九斗八升壱合であったが、土地所有の有無にかかわらずここでは人数だけしか記載されることがなかった。また本百姓を含めた惣人数合において、

惣人数合　五千四百六拾五人内
男弐千五百拾弐人
女弐千五百五十三人
出家　三十四人
尼　弐人
禅門　弐人
ひしり男拾人 女八人
ヱタ男百七拾人 女百七十四人

とあるように、下人までを平人身分扱いとし、聖とえたを賤民身分としていた。もちろんここでも志くは平人の中に入れられていた。

同じく文政九年の「河内国高安郡村々切支端宗門御改惣人数一紙目録」によると、

惣人数都合四千弐百四人
内男弐千百五拾三人
女千九百五拾六人
出家　三拾三人
禅門　三人
尼　五人
神主　弐人
祢宜　八人
神子　壱人

猿楽　壱人
非人番　五人内男三人 女弐人
非知利　三拾七人内男拾九人 女拾八人

とあり、ここでも卑賤視された身分として、猿楽に続いて山がちな高安郡のことであるところから非人番がおかれ、その下に非知利身分があった。[12] このように河内国では賤民身分として、村落共同体の周辺で生活する非人番や聖身分、そして更に本村の枝郷で生活する志くやえた身分などが、村落共同体の卑賤視という精神的距離において重層的な差別構造を形成していたといえよう。それはいうまでもなく庄屋を頂点として下人に至るまでの、村落共同体という小宇宙的秩序を持続させるための社会的装置として存在させられ、中世的幻影を担わされた情念的存在としての賤民を配置することで、制度的賤民の社会的機能を一層効果的なものにしたのが近世賤民構造の実態であったといえよう。

なお本稿では特に取り上げなかったが、河内国には陰陽道に従事した歴代組の八ヵ村があった。陰陽道を司るところから土御門家に従属し、時に朝廷の儀式に奉仕したところから、村落共同体の平人と一線を画した。しかしこれらの村々も共同体側からは時に夙村と称されたりして情念的賤視の対象となり、通婚の拒否などの差別を受けた。[13]

注

(1)「前近代部落史研究の現状と課題」『部落問題研究』四九・五〇輯、部落問題研究所
(2)『近世身分論』五七頁、校倉書房
(3)「近世社会とその身分」『近世の民衆と芸能』阿吽社
(4)「未解放部落の形成過程―和泉国の場合―」『日本中世賤民史の研究』所収・部落問題研究所
(5)三浦圭一・前掲書二八三頁
(6)「殉臣村々の由来書」『羽曳野市史』第五巻、二一三～四頁参照、なおこれと同一の文書は山城国綴喜郡四ヵ村、相楽郡十ヵ村にも伝えられていた。「家系之来由」『京都の部落史』第四巻、一七七～九頁
(7)「志く文書」『沢井浩三収集史料』八尾市立図書館蔵
(8)弘化四年及び文久二年の「切支丹宗門御制禁人別寺請帳」『渋川神社所蔵文書』
(9)「林家文書」『沢井浩三収集史料』八尾市立図書館蔵
(10)、(11)同前
(12)高安郡域の聖人数の多さについて何らかの歴史的背景があったと考えられ、一説に転びキリシタンが集められたといわれているが現在までのところその確証がない。
(13)『枚岡市史』第一巻「第六節　陰陽道と枚岡」参照